

7 実施目標・達成目標一覧

第2期島原半島窒素負荷低減計画(改訂版) [実施目標]

項 目	具体的な取り組み	実施年度				
		期 間				
		H28	H29	H30	H31	H32
1 水道水の安全確保						
(1)安全な水質の確保	水質検査の完全実施(100%)					
2 飲用井戸水の安全確保						
(1)飲用井戸利用者への啓発	飲用井戸衛生対策連絡会議の開催(1回) 広報紙等による啓発(2回) 各市で把握している飲用井戸所有者への啓発(1回) HP、チラシ等での啓発 随時					
(2)安全な水質の確保	簡易水質検査(バックテスト)の実施 ア 新規発見井戸(発見の都度) イ 要経過観察井戸(2~3年ごと)					
(3)安全な飲用水の確保	広報紙等による水道への切り替え啓発(2回) 基準超過飲用井戸所有者等に対する指導(100%)					
3 施肥対策						
(1)適正な肥培管理の推進	環境保全型農業の推進及び県施肥基準に基づく肥培管理の徹底 ア 環境保全型農業推進協議会の開催(年1回) イ 島原半島施肥改善推進協議会の開催(年1回) ウ 窒素負荷重点品目を対象とした適正施肥に関する研修会の開催(年5回) エ 環境負荷低減技術に関する資料集の作成(500冊) オ 窒素負荷低減啓発パンフレットの配布(20,000枚) カ 肥培管理実態調査(10作物)					
(2)窒素負荷低減に係る施肥技術の確立	化学肥料5割削減による窒素負荷低減技術開発に係る試験の実施(2課題)					
4 畜産対策						
(1)家畜排せつ物の適正管理の推進	現地調査及び指導(年間延べ100戸)					
(2)良質堆肥の生産と広域流通の推進	資源循環型畜産確立推進指導協議会の開催(年1回) 耕畜連携のための啓発研修会(年2回) 堆肥流通実態調査(年1回) 広域流通組織等増加数(5組織 H32年度累計)					
(3)その他関連する技術開発	家畜への飼料栄養調整による排せつ物の成分・性状試験の実施(1課題)					
5 生活排水・事業場等排水対策						
(1)処理率の向上	事業場等の排水検査実施率(100%)					
(2)住民参加の推進	啓発用パンフレット作成・配布(H28年度)*全世帯 生活排水対策に関する情報提供(県HP等) 生活排水対策に係る啓発					

第2期島原半島窒素負荷低減計画(改訂版) [達成目標]

項 目	具体的な取り組み	目標年度				
		期 間				
		H28	H29	H30	H31	H32
1 水道水の安全確保						
(1)安全な水質の確保	浄水の水質基準達成(100%)					
2 飲用井戸水の安全確保						
(1)飲用井戸利用者への啓発	飲用井戸の個別台帳の更新(100%)					
(2)安全な水質の確保	基準超過飲用井戸の飲用中止指導(100%)					
(3)安全な飲用水の確保	水道普及率の向上(H32年度 97.4%)					
3 施肥対策						
(1)適正な肥培管理の推進	環境保全型農業の推進及び県施肥基準に基づく肥培管理の徹底 ア 特別栽培実施面積(550ha) イ 緑肥(カバークロープ)植栽面積(200ha) ウ 基準内作物数の割合(100%)					
(2)窒素負荷低減に係る施肥技術の確立	窒素負荷低減技術の現地普及作物数(4作物) 窒素負荷低減技術の確立作物数(4作物)					
4 畜産対策						
(1)家畜排せつ物の適正管理の推進	不適切な管理農家戸数(0戸)*法対象農家					
(2)良質堆肥の生産と広域流通の推進	堆肥供給システム参加農家割合(35%)					
	島原半島域外への堆肥搬出量 (H28...7,700t、H29...8,400t、H30...9,100t、 H31...9,800t、H32...10,500t)					
(3)その他関連する技術開発	家畜ふん尿中窒素排出量低減技術の開発(1成果報告書)					
5 生活排水・事業場等排水対策						
(1)処理率の向上	汚水処理人口普及率(H32年度 63.8%) (注) 事業場等の排水基準適合率(100%)					

(注)H28年度策定に向け長崎県汚水処理構想を見直しており、63.8%は変更の見込み

8 島原半島窒素負荷低減対策会議設置要綱

島原半島窒素負荷低減対策会議設置要綱

(名称)

第1条 本会議は、島原半島窒素負荷低減対策会議(以下「会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 会議は、島原半島地域における窒素負荷低減対策等について協議を行い、総合的な対策を講じることを目的とする。

(組織)

第3条 会議は、議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、長崎県副知事をもって充てる。

3 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

4 議長は、委員以外の者を会議に参加させることができる。

5 会議での協議事項を詳細に調査検討するため、幹事会を設置する。

(議長等の職務)

第4条 議長は、会議を招集し、これを主宰する。

(幹事会)

第5条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長は、長崎県環境部次長をもって充てる。

3 幹事は、別表2に掲げる所属の長または所属長が指名した者をもって充てる。

4 幹事長は、必要に応じてその他の者を幹事とすることができる。

5 幹事長は、幹事会を招集し、これを主宰する。

6 幹事長は、幹事会での協議事項に応じて、必要な幹事を招集することができる。

7 幹事長に事故あるときは、幹事長が指名する幹事はその職務を代理する。

(協議事項)

第6条 会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

一 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(以下「硝酸性窒素等」という。)に関する調査の実施に関すること。

二 窒素負荷低減計画の策定に関すること。

三 窒素負荷低減計画の実践及び進行管理に関すること。

四 その他硝酸性窒素等の問題に関すること。

(事務局)

第7条 会議に関する事務を処理するため、会議に事務局を置く。

2 事務局は、長崎県環境部環境政策課に置く。

(雑則)

第8条 この規定に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

- 附 則
この規定は、平成 17 年 10 月 28 日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成 28 年 1 月 18 日から施行する。

島原半島窒素負荷低減対策会議構成員

(別表1)

委員

		部 署	職	
県	本庁	環境部	部長	
		農林部	部長	
	地方 機関	島原振興局	局長	
		県南保健所	所長	
		島原振興局 農林水産部	副部長	
		県南家畜保健衛生所	所長	
	試験 研究 機関	環境保健研究センター	所長	
		農林技術開発センター	所長	
		農林技術開発センター 畜産研究部門	部門長	
	地元自治体		島原市	市長
雲仙市			市長	
南島原市			市長	
事業者団体		長崎県農業協同組合中央会	専務理事	
		全国農業協同組合連合会长崎県本部	本部長	
		島原雲仙農業協同組合	組合長	
		一般社団法人長崎県畜産協会	会長	
		開拓ながさき農業協同組合	組合長	
		長崎県酪農業協同組合連合会	会長	
		長崎県養豚協会	会長	
		長崎県養鶏協会	会長	
学識経験者		長崎国際大学薬学部製剤学研究室	副学長 教授	中島 憲一郎
		長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科	教授	中川 啓

島原半島窒素負荷低減対策会議 幹事会構成

(別表2)

		所 属	
県	本庁	環境部	環境政策課
		"	水環境対策課
		"	廃棄物対策課
		産業労働部	グリーンニューディール推進室
		水産部	漁港漁場課
		農林部	農業経営課
		"	農産園芸課
		"	畜産課
	地方機関	島原振興局管理部	
		" 農林水産部	農業企画課
		" 農林水産部	島原地域普及課
		県南保健所	
		県南家畜保健衛生所	
	試験研究機関	環境保健研究センター	
		農林技術開発センター	環境研究部門
農林技術開発センター		畜産研究部門	
地元自治体		島原市	
		雲仙市	
		南島原市	
事業者団体		長崎県農業協同組合中央会 農業振興部	
		全国農業協同組合連合会長崎県本部 園芸部	
		"	肥料農薬部
		"	畜産部
		島原雲仙農業協同組合	
		一般社団法人長崎県畜産協会	
		開拓ながさき農業協同組合	
		長崎県酪農業協同組合連合会	
		長崎県養豚協会	
		長崎県養鶏協会	

9 第2期島原半島窒素負荷低減計画（改訂版）策定の経過

平成27年6月2日 H27年度第1回対策会議

・第2期低減計画の対策の検証・評価と改訂方針の承認

平成27年9月16日 H27年度第1回担当国会議

・第2期低減計画の対策の見直し方針の検討

平成27年12月15日 H27年度第2回担当国会議

・第2期低減計画の改訂案の検討

平成28年2月16日 H27年度第1回幹事会

・第2期低減計画の改訂案を協議

平成28年3月29日

・第2期低減計画（改訂版）の決定

発 行: 島原半島窒素負荷低減対策会議

事務局: 長崎県環境政策課

〒850 - 8570 長崎市江戸町2 - 13

電話 095 - 895 - 2355

FAX 095 - 895 - 2566